

第6次福島市総合計画ふくしま新ステージ有識者懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第6次福島市総合計画策定要綱第4条第2項に規定するふくしま新ステージ有識者懇談会（以下「懇談会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョンの策定に関して、調査審議し、市長に助言及び提言を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、委員13人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる区分のうちから、関係機関・団体等の代表から推薦のあった者を市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョンの策定までとする。

(会長及び副会長)

第6条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第7条 懇談会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、懇談会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、政策調整部政策調整課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。